

貸 貸 借 契 約 書
(長 期 繼 続 契 約)

- | | | |
|---|---------------------|--------------------------|
| 1 | 賃 貸 借 名 | 令和7年度 普通乗用自動車賃貸借（長期継続契約） |
| 2 | 納 品 場 所 | 春日部市中央七丁目2番地1（春日部市役所） |
| 3 | 契 約 期 間 | 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで |
| 4 | 賃 貸 借 期 間 | 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで |
| 5 | 賃 貸 借 料 金 | 円 |
| | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 金 円 |

賃借人は、賃借料を別紙「賃貸借金額年度別支払額内訳書」に基づき、月毎に支払うものとする。

ただし、本契約締結後に、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）の改正により消費税等の税率に変動が生じ、本契約の業務に対する契約金額について新税率が適用される場合は、本契約を何ら変更することなく、契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。

- 6 契 約 保 証 金 春日部市契約規則第7条第3号の規定に基づき、免除とする。
- 7 前 金 払 しない
- 8 その他特定条件
- (1) 本契約は、地方自治法第234条の3及び春日部市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1号に基づく長期継続契約である。
- (2) 履行期間の始期の属する年度にかかる予算の議決を条件として、契約が成立するものとする。
- (3) 本契約の翌年度以降において、当該契約の金額にかかる予算について減額又は削除があった場合、当該契約を変更又は解除するものとする。
- (4) 本契約が解除された場合において、賃貸人に損害が生じた時は、賃借人にその損害の賠償を請求する事が出来るものとする。

上記賃貸借について、賃借人と賃貸人とは、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

住 所	埼玉県春日部市中央七丁目 2 番地 1
賃借人 氏 名	春日部市 春日部市長 岩 谷 一 弘

住所
氏名

賃貸借金額年度別支払額内訳書

(例)

- 1賃貸借名令和7年度 普通乗用自動車賃貸借（長期継続契約）
- 2納品場所春日部市中央七丁目2番地1（春日部市役所）
- 3契約期間令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4賃貸借期間令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5賃貸借料金円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

- 6月毎の支払額賃借人は、賃借料を下記のとおり月毎に支払うものとする。

ただし、本契約締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正により消費税等の税率に変動が生じ、本契約の業務に対する契約金額について新税率が適用される場合は、本契約を何ら変更することなく、契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。

記

令和 年度

年 月	税抜支払賃貸借金額	備 考
令和 年 月 分	円	
令和 年 月 分	円	
令和 年 月 分	円	
令和 年 月 分	円	
令和 年 月 分	円	
令和 年 月 分	円	
令和 年 月 分	円	
令和 年 月 分	円	
令和 年 月 分	円	
令和 年 月 分	円	
令和 年 月 分	円	
令和 年 月 分	円	
合 計	円	

※ 賃貸借期間満了まで上記の表を年度毎に作成し、内訳書として契約書に添付する。